

## 藤崎町最低制限価格制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、藤崎町が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務等、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ）の一般競争入札又は指名競争入札（ただし、総合評価落札方式を除く。以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象入札)

第2条 最低制限価格制度の対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、予定価格が200万円を超える競争入札とする。ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により町長が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

### (最低制限価格の設定)

第3条 契約担当者は対象入札の実施に当たり、予定価格の他に最低制限価格を定める。

2 建設工事の最低制限価格は、入札書比較価格の算出基礎となった額に基づく、各号に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とする。

(1) 直接工事費の額の10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額の10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、その合計額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 建設工事のうち特別なものの最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者の定める割合を入札比較価格に乘じて得た額とすることができる。

4 建設コンサルタント業務等の最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、入札書比較価格の算出基礎となった額に基づく、同表①から④までの欄に掲げる額の合計額とする。ただし、測量業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とし、建設関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の場合にあっては、その合計額が、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超えるときは10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2

を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

5 前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額の合計額が適当でない認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、入札書比較価格に10分の6から10分の8.2までの範囲内と、建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格は、入札書比較価格に10分の6から10分の8までの範囲内と、地質調査業務の最低制限価格は、入札書比較価格に3分の2から10分の8.5までの範囲内の額とすることができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書等にその旨を記載し、あらかじめ周知しなければならない。

(落札者の決定等)

第6条 契約担当者は最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この告示は、令和8年6月24日から施行する。